

# 課税の繰延べによる タックスプランニング

税理士 白井 一馬

#中小企業 M&A #法人保険 #グループ法人税制

## ポイント

- 1 貸倒損失が認められなくても貸倒引当金に乗り換えることができる。
- 2 中小企業の M&A を促進するための準備金制度が創設された。
- 3 法人保険の取扱いが通達改正で大きく変わっている。
- 4 組織再編税制・グループ法人税制は落とし穴が多い。

## I 貸倒引当金

### 1 法人税と引

sample

sample

sample

法人税法では

賞与引当金、特別

年度税制改正によって賞与引当金、特別修繕引当金及び製品保証等引当金が廃止され、その  
に、退職給与引当金については平成14年度の税制改正で廃止され、返品調整引当金について  
平成30年度税制改正で廃止された。そのため貸倒

sample

sample

sample

人に限られ、  
さらに、令

和2年度税制改正において、完全支配関係にある法人に対する並置関係には貸倒引当金の設  
定が認められなくなった。連結納税制度からグループ通算制度への移行に伴い、この制度を  
適用しない企業グループとの公平性の点から禁止されたという財務省の解説だが、実際には  
税収確保のための廃止なのだろう。

### 2 掛

sample

sample

sample

平成1

いる。課税コストの削減が目的である。